

野澤組規程第二十一号

プライバシーポリシーの一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年九月二十三日

野澤組 代表 野澤

プライバシーポリシーの一部を改正する規程

プライバシーポリシー（令和五年野澤組規程第二号）の一部を次のように改正する。

第五章の次に一章を加え、第十八条から第二十一条までとする。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第六条 野澤組は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがある。 2 野澤組は、前項の委託をする場合には、個人情報の保護に関し適切な措置を講ずる者を選定し、必要かつ適切な監督を行う。 3 前二項により委託する業務及びその委託先は、次の各号に掲げるとおりとする。委託先を変更したときは、速やかにこの項を改める。<u>これらの委託先のうち外国に所在するものについては、当該国における個人情報の保護に関する制度の概要その他参考となるべき情報を、求めがあったときに提供する。</u>	第六条 野澤組は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがある。 2 野澤組は、前項の委託をする場合には、個人情報の保護に関し適切な措置を講ずる者を選定し、必要かつ適切な監督を行う。 3 前二項により委託する業務及びその委託先は、次のとおりとする。委託先を変更したときは、速やかにこの項を改める。 4 一 決済 Stripe, Inc. (クレジットカードによる決済) 及び Tebex Limited (FiveM 向けリソースの販売) 5 二 サーバー及び通信 お名前ドットコム (GMO インターネットグループ株式会社) 並びに Cloudflare, Inc. 6 三 映像の配信及び保存 Cloudflare, Inc.
第七条 野澤組は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置（通信の暗号化、パスワードのハッシュ化、アクセスの記録及び監視並びに不正アクセスの防止を含む。）を講ずる。 2 野澤組は、個人情報を保存する期間を利用目的の達成に必要な範囲にとどめ、当該期間を経過した個人情報を遅滞なく消去する。<u>ただし、法令に基づく請求に応ずるため、不正の利用を検知し、及び防止するため並びに監査のために保存を継続する必要</u>	第七条 野澤組は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置（通信の暗号化、パスワードのハッシュ化、アクセスの記録及び監視並びに不正アクセスの防止を含む。）を講ずる。 2 野澤組は、個人情報を保存する期間を利用目的の達成に必要な範囲にとどめ、当該期間を経過した個人情報を遅滞なく消去する。



改 正 後	改 正 前
<u>がある情報については、第十四条第二項の定めるところにより、消去の期限を定めないことがある。</u>	
第十二条 野澤組は、フォーラムへの投稿について、インターネット・プロトコル・アドレス及びブラウザに関する情報（以下「発信者情報」という。）を取得し、保存する。 2 前項の発信者情報は、権利の侵害を受けたと主張する者からの発信者情報の開示の請求（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（令和三年法律第二十七号）に基づくものを含む。）に応ずるため並びに不正の利用を検知し、及び防止するために利用する。 3 野澤組は、<u>発信者情報を消去しない。発信者情報は、前項の目的のために保存を継続する。ただし、投稿が削除されたときは、当該投稿に係る発信者情報も併せて消滅する。</u> 4 発信者情報は、法令に基づく場合を除くほか、第三者に提供しない。 5 <u>野澤組は、投稿について開示の請求又は紛争が現に係属している場合には、当該投稿をした者の登録情報及び認証の記録を、その時点の状態で控えとして保存する。当該控えは、保存の必要が終了したときに消去する。</u>	第十二条 野澤組は、フォーラムへの投稿について、インターネット・プロトコル・アドレス及びブラウザに関する情報（以下「発信者情報」という。）を取得し、保存する。 2 前項の発信者情報は、権利の侵害を受けたと主張する者からの発信者情報の開示の請求（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（令和三年法律第二十七号）に基づくものを含む。）に応ずるため並びに不正の利用を検知し、及び防止するために利用する。 3 野澤組は、<u>発信者情報を投稿の時から百八十日を経過した後に消去する。ただし、当該投稿について開示の請求又は紛争が現に係属している場合は、その終了までの間、保存する。</u> 4 発信者情報は、法令に基づく場合を除くほか、第三者に提供しない。
第十四条 野澤組は、本サービスの運営及び管理に当たり、本サービスの動作の記録（以下「動作記録」という。）、管理のための操作の記録（何人が、いつ、いかなる操作をしたかの記録をいう。以下「操作記録」という。）、<u>認証の記録（ログインの成否、方法、端末及び発信元の記録をいう。）、利用の状況の集計、法令に基づく請求への対応の記録、お問い合わせの記録、情報の提供及び配信に係る記録並びにゲームサーバーの保護のために受領する記録</u>を取得し、保存する。<u>動作記録、操作記録及び認証の記録には、発信元のインターネット・プロトコル・アドレスを含む。</u> 2 前項の記録の保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。<u>期間を定めない号については、消去しない。消去の期限を定めない記録の取扱いは、第十五条に定めるところによる。</u>	第十四条 野澤組は、本サービスの運営及び管理に当たり、本サービスの動作の記録（以下「動作記録」という。）、管理のための操作の記録（何人が、いつ、いかなる操作をしたかの記録をいう。以下「操作記録」という。）及び利用の状況の集計を取得し、保存する。<u>動作記録及び操作記録には、発信元のインターネット・プロトコル・アドレスを含む。</u> 2 前項の記録及び集計は、次の各号に掲げる期間の経過後に消去する。 3 一 <u>動作記録 取得の時から七十二時間</u> 4 二 <u>操作記録に含まれる発信元のインターネット・プロトコル・アドレス 記録の時から百八十日</u> 5 三 <u>利用の状況の集計（特定の個人を識別しないものに限る。） 取得の時から九十日</u>



改 正 後	改 正 前
第十五条 <u>操作記録そのものは、消去しない。これに含まれる発信元のインターネット・プロトコル・アドレスも、消去しない。</u> 2 <u>操作記録に含まれる発信元のインターネット・プロトコル・アドレスは、不正の利用を検知し、及び防止するため、操作を行った者を事後に確認するため並びに法令に基づく請求に応ずるために利用する。</u> 3 <u>操作記録については、消去の期限を定めない。何人が、いつ、いかなる操作をしたかの記録は、監査のために保存を継続する。</u> 4 <u>前三項の規定は、操作記録以外の記録であって前条第二項の規定により消去の期限を定めないものについても、同様とする。</u> 5 <u>前各項の規定にかかわらず、本人から第九条の請求を受けたとき及び記録の対象そのものが削除されたときは、消去する。</u>	第十五条 <u>前条第二項第二号の消去は、発信元のインターネット・プロトコル・アドレスのみを対象とする。操作記録そのものは、消去しない。</u> 2 <u>操作記録に含まれる発信元のインターネット・プロトコル・アドレスは、不正の利用を検知し、及び防止するため並びに操作を行った者を事後に確認するために利用する。</u> 3 <u>操作記録そのものについては、消去の期限を定めない。何人が、いつ、いかなる操作をしたかの記録は、監査のために保存を継続する。</u>
第十七条 野澤組は、発信元のインターネット・プロトコル・アドレスについて、地理的な位置（国、地域その他の場所）の推定、接続の回線又はその提供者（インターネット・サービス・プロバイダ及び自律システム番号を含む。）の特定並びに仮想私設網（VPN）、プロキシその他の接続の経路であるかどうかの判定を行わない。ただし、第四項各号に掲げる場合は、この限りでない。 2 <u>野澤組は、ユーザーの行動を継続的に追跡し、又はその属性を推定するために、前項ただし書の照会を利用しない。</u> 3 <u>第一項ただし書のうち第四項第一号の照会は、本サービス全体の管理を行う者が行う場合に限る。照会を行ったときは、その行為を操作記録に記録する。照会の相手方は、第十九条に掲げるとおりとする。</u> 4 <u>第一項ただし書の場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</u>	第十七条 野澤組は、発信元のインターネット・プロトコル・アドレスについて、次の各号に掲げる取扱いを行わない。これらの判定のために、外部のデータベース又は照会の役務を利用することもしない。 2 一 地理的な位置（国、地域その他の場所）の推定 3 二 接続の回線又はその提供者（インターネット・サービス・プロバイダ及び自律システム番号を含む。）の特定 4 三 仮想私設網（VPN）、プロキシその他の接続の経路であるかどうかの判定

(傍線部分は改正部分)

(注) この表は、改正の記録に在る項の文掲げる。号及び条の見出しの改正は、末尾の参考（改正の要旨）による。

附 則



このポリシーは、令和八年九月二十五日正午（日本標準時）から施行する。

（参考）改正の要旨

本サービスが外部とやり取りする情報を全て掲げ、記録の保存期間を改め、発信元についての照合を限られた場合に限って行うことを定めた。第六条第三項の委託先に、障害の記録及び動作の監視（Sentry）、記録の集約及び稼働の監視（Better Stack）、自動化された操作の検知に係る照合（Cloudflare, Inc.、Intuition Machines, Inc. 及び Google LLC）、文章の要約及び翻訳（DeepSeek）、気象の情報及び位置の変換（OpenWeather Ltd. 及び 国土地理院）、位置の推定（ip-api.com）並びに通知の配信（650 Industries, Inc.）を加え、外国に所在する委託先について求めがあったときに制度の概要を提供することを定めた。これらは従前から現に情報を送っていたものであり、記載と実際の取扱いが一致していなかったため、実際の取扱いに合わせて記載を改めるものである。第五章の次に一章を加え、記録の集約のために外部へ送るもの（送る前に発信元・連絡先・秘密を除去すること）、発信元についての照合先（IANA 及び各地域インターネットレジストリ。送るのは照合の対象となるアドレスのみ）、ユーザーの指示による送信並びにブラウザから第三者へ直接に送信されるもの（広告、自動化された操作の検知、地図の底図、映像の再生及び利用の状況の分析。広告は配信のたびに送信先が異なり全てを掲げることができない旨を含む。）を明らかにした。第十四条を、取得する記録の一覧と保存期間を掲げる条に改めた。動作記録の七十二時間は従前のとおりとし、操作記録及びこれに含まれる発信元、認証の記録、利用の状況の集計、法令に基づく請求への対応の記録並びに情報の提供及び配信に係る記録については、消去の期限を定めないこととした。従前は操作記録に含まれる発信元を百八十日で、利用の状況の集計を九十日で消去することとしていた。あわせて、期限を定めない記録についても、本人から第九条の請求を受けたとき及び記録の対象そのものが削除されたときは消去することを定めた。第十二条第三項を改め、フォーラムへの投稿に係る発信者情報を百八十日で消去する定めを廃し、消去しないこととした。投稿が削除されたときは当該投稿に係る発信者情報も併せて消滅する。第五項を加え、開示の請求又は紛争が現に係属している場合に投稿をした者の登録情報及び認証の記録を控えとして保存し、必要が終了したときに消去することを定めた。第十七条を「発信元について行わない取扱い」から「発信元についての照合」に改めた。法令に基づく請求に応ずるために公開されている登録情報により割当てを受けた者及び割当ての範囲を確かめること、並びに災害に関する情報を表示するために通信の経路において付された国又は概略の位置の情報をを用いることを、行う場合として限って掲げ、これらの照合は本サービス全体の管理を行う者が行う場合に限り、行ったことを操作記録に記録することとした。これらの場合を除くほか、地理的な位置の推定、接続の回線及びその提供者の特定並びに仮想私設網であるかどうかの判定を行わないこと、及びユーザーの行動を継続的に追跡し、又は属性を推定するために照合を利用しないことは、引き続き定めている。第七条第二項に、法令に基づく請求に応ずるため、不正の利用を検知し、及び防止するため並びに監査のために保存を継続する必要がある情報については消去の期限を定めないことがある旨のただし書を加えた。

